

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○越智委員長 次に、階猛君。

○階委員 今、海江田委員が最後におっしゃられました赤木ファイルの問題についても取り上げたいところですが、今日はまず、今日の議題である特例公債の発行の特例法案、これについて日銀総裁にも関連してお伺いしたいと思います。

日銀総裁は、十六日のこの委員会、前原委員との議論で、金融政策の出口につき、二つの要素があるとされています。その一つである政策金利、すなわち短期金利を上げていくということについてお伺いしたいと思います。

短期金利を上げていけば、当然ながら、当座預金への付利のコストが上がっていくということも総裁はおっしゃられていました。当座預金への付利のコストが上がるといことは、日銀が民間金融機関に支払う利息が国債の運用で日銀が得られる利息を上回ってしまう、すなわち逆ざやに陥る事態が将来発生する可能性が出てくるわけです。そうした事態に備えて、債券取引損失引当金とい

うものが二〇一五年の終わり頃に拡充されたというふうに向っています。

今日お配りしている資料の一ページ目を見てください。この債券取引損失引当金、毎年の積立額と累積の残高、更に毎年の積立率、表の右の方に書いておりますけれども。

総裁に伺います。これ、なぜ積立率が、二〇一七年から一八年にかけて五〇から九五パーに上がり、そして今度は、二〇一九年にかけて九五が五〇に下がったのか。

これ、最近の日銀の国債の利回りを考えると、平均で〇・二％ぐらいなんです。他方で、日銀当座預金は、二ページにありますけれども、日銀当座預金、十二月積み期というふうになっていますが、プラス金利が適用されているのが約二百兆円、これが、〇・一％金利を支払っていますのでマイナス二千億円なんです。そうすると、一兆円引く二千億円で、まあ、ネットすると八千億円ぐらいの黒字というふうにはなっているわけですね。

ただ、これも、昨年来、コロナオペで付利の対象が広がっていることや、来年度からは経営統合やリストラを行った地銀等への当座預金への付利も始まるということで、利ざやはどんどん縮小していくわけですね。すなわち、逆ざやのリスクはむしろ高まっていく。そういう中で、なぜ債券取引損失引当金の積立率、上げるのでも維持するのでもなく大幅に下げたのか。この点について理由をお聞かせいただければと思います。

○黒田参考人 御案内のとおり、量的・質的金融

緩和というものは、実施している間はバランスシートが拡大いたしますので収益が押し上げられる一方で、出口の局面では、御指摘のような日銀当座預金に対する付利の引上げなどによって収益が減少しやすいという特徴がございます。

こうした特徴を踏まえて、出口に向けた収益の振れ幅を平準化して日本銀行の財務の健全性を確保するという観点から、平成二十七年に債券取引損失引当金を拡充したわけでありまして。こうしたことよって、国債の保有などから生ずる損益の全部又は一部を積み立てることができなくなったわけでございます。

こうした下で、債券取引損失引当金の積立てにつきましては、毎年度の決算において、日本銀行の財務の状況あるいは収益の状況、その動向などを総合的に勘案して決定しておりまして、令和元年度の決算においてもこの考え方は変わっておりません。

○階委員 考え方が変わっていないのに、なぜ九五が五〇になるんですか。そこを聞いていますので、答えになっていないですよ、ちゃんと答えてください。

○黒田参考人 先ほど来申し上げているとおり、日本銀行の収益はその時々金融経済情勢あるいは日本銀行のバランスシートの状況によって大きく振れ得るということを踏まえて、実際に積み立てる金額、これは、自己資本比率の水準あるいは足下及び先行きの損益の状況を勘案して、ある程度増減できる仕組みとなっております。

そうした点を反映して、日本銀行の会計規程で

は、債券取引損失引当金について、対象となる損益の五〇％に相当する金額を用途とした上で、自己資本比率の水準及び収益の動向等を勘案して定めるということになっております。この考え方は変わっておりません。

**○階委員** 全く納得できる説明がないわけですね。なぜこういうことを聞いているかというところ、今後、短期金利が上がって当座預金への付利のコストが上がっていくということは総裁も述べられているわけですね。そういうことも念頭にありながら、かつ、さっき言ったように付利の対象となる様々なオペとか地銀の経営を変えたときの付利とか、そういうものもある中で、普通に考えたら利ざやが縮小していくわけだから、この積立金の積立率です、これは、少なくとも下げるのではなくて維持するか上げるか、どっちかだと思いませんか。なぜこの積立率を前年より大幅に下げているのか、この説明が全くできていないということをまず御指摘したいと思えます。

その上で、今度は、財務省、政府参考人にも聞いておきます。

資料一ページのとおりに、昨年度の日銀による国庫納付金、これは、予算では五千七百十八億円だったのに、実際には決算で一兆二千三百五億円、何と二倍以上になっているわけですね。これ、債券取引損失引当金の積立率の低下がなければ、この上振れ分のうち三千五百円程度はなかったというふうに見られます。先ほど日銀総裁と議論したとおり、積立率を低下すれば日銀の債務超過のリスクをそれだけ高めるわけです。

本会議でも指摘しました。積立率の低下、政府がなぜ承認したのかということについて、財務大臣の答弁は、財務状況や収益の動向等を総合的に勘案して適切に行われたということでしたけれども、単に、決算剰余金を増やすことで、さきの補正予算の赤字国債発行額を減らしておきたかったというふうには見えません。何のために日銀納付金の額を予算の二倍以上にしているのか、これは理由がよくわかりません。恣意的に決めているんじゃないですか。参考人、どうなんですか。

**○大鹿政府参考人** お答えいたします。

日銀の決算におきましては、日本銀行から、日本銀行法施行令に基づきまして、債券取引損失引当金等の積立についての申請が行われます。その際、債券取引損失引当金の積立額につきまして、先ほど日銀総裁からも御答弁がありましたとおり、日銀において会計規程が定められておりまして、これに基づいて債券に係る損益の五〇％に相当する金額をめぐりして算定されているというふうな承知をしております。

御指摘の引当金の積立率の推移でございますけれども、過去五年間におきまして、この引当金の積立金積立率は、平成三十年年度の決算を除いて五〇%であったところでございます。

したがって、財務省においては、この引当金の積立額を恣意的に操作しているということではなく、日銀からの承認申請に対しまして、関係法令に照らして、また総合的な要素を勘案して承認を行ったということについて御理解をいただきたい

思います。

**○階委員** 今、不自然に見える数字を二つ挙げたわけですね。一つは、積立率が二〇一九年度にかけて大幅に下がっている。もう一つは、国庫納付金の額が当初予算の二倍以上になっている。どう考えても、これは人為的に操作しているように見えるわけですね。

他方、決算剰余金の国庫納付金は、決算剰余金の国庫に入れる額は今回も特例法を通してゼロにしていますね。これは財政法六条で、本来二分の一、少なくとも二分の一は過去の借金の返済に充てるということになっているんですが、この例外を定めているわけですね。

こういうことをやって剰余金を補正予算に使っているわけですね。要は、剰余金を増やせるだけ増やして、それで補正予算では赤字国債を減らしているというふうな操作をしたというふうには見えません。

財務大臣に伺いますけれども、私、事務方にも聞いていますが、この国庫納付金の額というのは、そんなに、財務省が無関係に決められているわけではなくて、結構財務省も関与して決めているというふう聞いていますよ。財務省が関与することによって日銀の財務リスクを高める、これは本末転倒だと思えますよ。

今、政府の財政運営が信認されて国債が買われているわけではありませぬ。国債が買われているのは、日銀がどうせ買上げてくれるだろう、買ってくれるだろうということで、民間金融機関は国債を買っているだけなんです。ところが、

もう日銀が債務超過になって買入れ余力もないということになったら、一気にこの国債の消化能力というのは激減しますよ。

こういう中で、財務省はむしろ日銀の将来の国債消化能力にマイナスの影響を及ぼすような国庫納付金の操作を行っている、これは非常に問題だと思えますけれども、この点について財務大臣の見解を伺います。

**○麻生国務大臣** この日銀の納付金、いわゆる実際の納付額につきましては、これは日銀において、日銀法という、いわゆる日本銀行法に基づいて、収益から引当積立額というものを含まます所要の経費というのを引いた上で、法定準備金として積み立てられた額、いわゆる当期の剰余金の5%というものを控除して残額を国庫に納付するというようにされています。御存じのとおりです。毎年度の決算に当たる日銀納付金の額につきましては、日銀において関係法令に基づいて適切に算定を行われているものと私どもは承知をしております。

財務省として、毎年度、日銀の財務状況また収益の動向等々を総合的に勘案して、財務諸表等を承認いたしておるところであります。

**○階委員** 一点だけ確認させてください、財務大臣に。

要は、日銀の納付金というものは政府の意向によって左右されるということはないということでしょうか。

**○麻生国務大臣** ないということです。  
**○階委員** では、大臣のお言葉ですので、そのと

おり受け取っておきましょう。

それでは、総裁に再びお伺いします。

日銀は国債をたくさん持っています、これは満期までの保有を前提にしているわけです。そこで、時価は変動しますが、時価が下落したからといって、毎期の決算でその下落分を損失として計上することは無いというふうに聞いています。

ただ、日銀は、長期金利を低く抑えるために、額面より高い金額で国債を買い入れることも昨今では間々あるわけですね。その場合、額面を基準として償還がなされず。そうすると、償還時に日銀が受け取る額は購入額を下回ります。その場合、償還時に損失が発生し得るわけです。こうした償還時の損失の見積額について、毎年均等に償却する、そういう会計上の処理がなされているはずで。

現在、日銀が保有する国債が満期償還を迎えた場合、こうした償却額を総計すると、どれぐらいの損失が生じるのか。事前に通告していただきますので、日銀総裁、お答えください。

**○黒田参考人** 令和二年度九月末におきます保有国債の簿価が五百二十九兆九千五百六十三億円、額面金額は五百十八兆五百六十四億円ということ、差額が十一兆九千億円程度であります。もともと、御指摘のとおり、日本銀行では、国債の評価方法について償却原価法を採用しております。こうした簿価と額面の差額を毎期均等に償却し、損益計算上、国債利息に計上しております。

国債利息に係る収益につきましては、こうした

利息調整額だけでなく、クーポン収入も含めた国債利息収入全体で評価することが適当かどうかというふうに考えております。具体的には、保有国債の利回りによって判断することが適当というふうに思っております。

その上で申し上げますと、令和二年度上半期の利息調整額がマイナスの九千二百二十七億円、クーポン収入が一兆四千六百五十一億円でありまして、令和二年度上半期の国債全体の運用利回りはプラスの〇・二四％になっております。

**○階委員** 〇・二％という運用利回りは先ほども私申し上げました。そして、今確認しましたとおり、償却原価法によって、将来償還時に発生する損失は毎年毎年の債券の運用益の中から差引くことによつて、損失が一気に顕在化しないようにしているということも確認しました。

そこで、またもう一つ数字をお伺いしたいんですが、日銀当座預金、これは資料二ページ、先ほども御覧になっていただきましたが、これは、プラス金利だけではなくて、ゼロ金利、マイナス金利の適用残高もありまして、トータルしますと、二〇二〇年十二月段階では四百七十兆円あるわけですね。

この四百七十兆円、平均預入金利はどれぐらいになっているんでしょうか。お答えください。

**○黒田参考人** 令和元年度の決算で、補完当座預金制度利息として千八百八十二億円を計上しております。この金額は、プラス〇・一％のプラス金利に係る利息二千八十七億円と、マイナス〇・一％のマイナス金利に係る利息二百四億円との差額

であります。

なお、補完当座預金制度利息を日本銀行当座預金の平均残高、これは三百九十九兆六千二百八十五億円ありますけれども、これで除した場合、利息が〇・〇四％程度になります。

○階委員 今の〇・〇四％というのは、ちょっと古い数字なんですよね。二〇一九年度の数字だと思っただけですね。そうですね。

私が聞いたのは、直近の数字を聞いているわけです。この二〇二〇年十二月の、上の段の当座預金の残高に係る平均預入金利はどれぐらいか、これを聞いています。数字は出ますか。

○黒田参考人 あくまでも、平均預入金利というのは年度で計算しておりますので、その年度の数字というのは令和元年度の決算の数字しかありませんので、その年度の平均預入金利を示したわけです。

その後、また決算が出てくれば、またその段階でその年度の平均預入金利というのが計算できるということになります。

○階委員 定量的なものは、じゃ、今後出てくるとして、定性的に言えば、今、先ほど言ったコロナとか、あるいは、これから地銀が経営統合したときのサービス金利とかもありますし、そもそも当座預金がどんどん増えているというのがあるわけですが、こうした中で、平均預入金利はこれから上がっていく傾向にはあると思うんですけども、その点は何かお答えはいただけないでしょうか。

○黒田参考人 確かに、御指摘の地域金融機関の

経営基盤強化ということのための、それを間接的に促進するための特別当座預金制度というのが来年度から入ってまいりますので、その分は確かに支払い利息が増えることは間違いありません。

ただ、どのくらい増えるのかというのは、地域金融機関がどの程度応募してきて、しかも、それが当方の考えている基準に達しているかという判断によりまして、にわかには申し上げられませんが、あつても、あの制度を公表したときに、仮にほとんどの地域金融機関がアプライしたときの、年間当たりの支払い利息の機械的な計算というのを示しております。

機械的な計算は示しましたが、具体的にどのくらいになるのかは、やはり年度が始まってどの程度の金融機関が応募してくるか、しかもそれが基準に達しているかというこの判断によると思いますので、今の時点で具体的に数字を申し上げるのは難しいと思いますが、委員御指摘のとおり、支払い利息が増える要因ではございます。

○階委員 これから増えていくだろうということに加えて、出口に近づけば、冒頭言ったとおり、短期金利を上げていくということも起こり得るわけですね。

そこで、仮に、日銀当座預金、今五百兆近くあるわけですが、平均預入金利、今、〇・〇四％という数字が先ほど出ました。これが仮に一％に平均が上昇すれば、支払い利息は五兆円ぐらゐになるわけですね。国債の利息収入は、さっきお話があったとおり、大体半期で五、六千億で、年間にすると一兆円ぐらゐだ、差引きすると、五

兆円引く一兆円で四兆円近い赤字が今後出てき得るということですね。他方で、冒頭申し上げました債券取引損失引当金は今四兆八千億円ですが、一年でも金利が一％上昇すれば大半が消えてしまうということですね。

他方、この場合には、国債の金利、すなわち長期金利も上がるので、日銀が国債を買えば利息収入が増えるんじゃないかと言う人もいますけれども、今念頭に置いているのは金融緩和の出口の段階のことなので、新たに国債を買い入れるということも想定しづらいわけですね。逆に、買い入れるとするならば、その必要があるのは過度な金利上昇を防ぐためであるから、額面以上の金額で買入れることになって、先ほど言った毎年の償却額、償却原価法に基づく償却額、これが増えていくわけですね。そうすると、満期保有までの償還損も拡大するということになります。

ETFなどの他の金融資産から利息や配当収入というのもありますけれども、こちらの方もリスクがあるわけで、市場価格が下落すれば、逆に日銀が時価の下落による損失を被るリスクもあるというわけです。

私は、先ほど言ったとおり、今の国債発行を支えているのは日銀の信認だと思えます。日銀の信認はどこから生まれているかというと、財務の健全性であります。その財務の健全性がどんどん損なわれてしまうということを懸念しているわけですが、今言ったような状況の下で将来的に日銀が債務超過に陥る危険はないのだろうか、このことについて総裁に伺います。

○黒田参考人 まず、国債の償還損につきましては、評価方法として償却原価法を採用している下で発生を想定はしておりません。

また、利ざやの逆転につきましては、確かに、出口の局面における日銀当座預金に対する付利金利の引上げ等によって支払い金利が上昇することに伴って、利ざやの逆転が生ずる可能性があるということは認識しております。

また、ETF及びJ-REITにつきましては、評価方法として原価法を採用した上で、期末時点で時価総額が帳簿価額の総額を下回る場合には、その差額に対して引当金を計上することとしております。

もつとも、日本銀行の損益は、これらの日銀当座預金に対する支払い利息や引当金計上といった費用がある一方で、国債の利息収入やETFの分配金などの収益がありまして、様々な要因によって決まってまいります。また、準備金の積立てなどによりまして、自己資本の充実にも努めております。このため、債務超過に陥る危険については、予断を持ってお答えするということは適当でないと思っております。

○階委員 私、直近のバランスシートを見る限り、自己資本の部は各種の引当金も入れたとしても大体十兆円ぐらいだと理解していますが、そんなものですか、総裁。済みません、通告していませんが。大体でいいですよ。

○黒田参考人 自己資本の残高は九・二兆円程度。足下ですと九・五兆円ぐらい。

○階委員 ありがとうございます。

まあ、大体十兆円としましょう。この十兆円が、たかだか当座預金の金利が平均で1%になるだけで、ほぼ二年で枯渇しちゃうわけですよ。これをどう考えるかということですよ。出口になったら1%なんてすぐじゃないですか。だから、私は、国債発行というのが日銀に頼っているような今の状況は非常に危険だということを言いたいと思っております。

一方、先ほど来議論になっていきます、政府が目標として掲げている、野田先生のお言葉をかりれば、言っているだけでやる気がないと言われている二〇二五年度のプライマリーバランス、この財務省の見通しがどうなっているのかということもお尋ねしたいと思います。

十九日の本会議で、麻生大臣は、内閣府の経済財政試算の楽観的な方、すなわち成長実現ケースに基づいて、プライマリーバランス、七兆円余りの赤字見通しになっているというので、これは私も資料に当たってみました。三ページ目、二〇二五年度の内閣府の見通しは、真ん中あたりに基礎的財政収支、「国・地方の財政の姿」という、二つ目の表の一番上にマイナス七・三兆円というふうになっています。これについてどうやって黒字化するんですかということをお尋ねしましたが、黒字転換の方法について、大臣から納得できる説明はなかったです。ここではそこには立ち入りませんけれども。

私がそれ以前に問題だと思っているのは、この七兆円余りの赤字見通しの前提となっている、その一つ下の表ですね、「国の一般会計の姿」とい

う表も見てください。この中で、二〇二五年度、一般会計だけで見るとマイナス八・七兆円のプライマリー赤字です。プライマリー赤字がこうなっていますけれども、財務省の試算との間では、実はそこが出てきています。今申し上げたマイナス八・七兆円は内閣府の試算ですけれども、次のページを見ていただければと思います。

これは財務省の試算です。財務省の一般会計のプライマリーバランスの見通しを示したのが、この四ページの表の下の方ですね。こちらは「経済成長三・〇%ケース」というふうには銘打っていますが、これも楽観的なんですが、この楽観的なシナリオの下、「⑫基礎的財政収支」という下から二行目のところですね、これが令和二年以降、マイナス十四・三、マイナス十二・二、マイナス十一・三となっておりまして、ここで終わっているんですね。肝腎な二〇二五年度の見通しが、財務省は示していないわけです。

二〇二五年度のプライマリーバランスの黒字化達成を本気で目指すのであれば、この前提となる一般会計の方のプライマリーバランスの二〇二五年度の見通しも財務省として示すべきだと思います。この点について、どうなっているんでしょうか。これは参考人でもいいですよ、お答えください。

○角田政府参考人 今の、政府のプライマリーバランスの目標につきましては、国と地方のSNAベースということでございますが、私どもの方の試算につきましては一般会計についての機械的試算を行っているところでございまして、これは毎

年、三年分、根拠を前提にして三年後までの推移をお示ししております。マクロ経済モデルに基づいているものではないものですから、先に行けば行くほど実際の経済との整合性が必ずしも十分じゃないものですから、三年ぐらいということとどめさせていただいております。もちろん、来年になりましたら、当然、二〇二五も射程距離に入っております。

**○階委員** まず、本気で二〇二五年度目指すのであれば、財務省としてきちんと、二〇二五年度、今の実力ベースでどうなっていくのかというのは示すべきだと思いますよ。これは審議する前提として。

あと、資料五ページのとおり、プライマリーバランスについては二〇二四年度までは示していないですけれども、「国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算」というのは二〇三〇年度まで示していきまして、二〇二五年度の年度末の公債残高とか利払い費等はちゃんと試算を出しているわけですよ。こういうのができるんだとしたら、二〇二五年度のプライマリーの数字がどうなるのか、これは財務省として出せるじゃないですか。出してくださいよ。

**○角田政府参考人** こちらの「国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算」ですけれども、これはどこかに書いてあると思うんですが、試算の前提の一ポツでございませうけれども、令和七年度以降、新規公債発行額は令和六年度の差額と同額、金利は六年度と同水準と仮置きましたので計算ができていますということでございます。

**○階委員** なので、信憑性はこの際おいておきますから、この前提でいいですから、出してください、皆さんの見通しだとどうなるのかというのも参考として知りたいので。財務大臣、それは出せる数字なので、出してもらっていいですか。財務大臣、指示してください。

**○麻生国務大臣** 今言いましたようなところで、大体三年先ずつまでやっておりますので、これまでそれを今回だけ四年だけ出せ、四年分だけ出せというお話なんですけれども。

形としては、余り正確なものには、先ほど申し上げましたように、次長が説明しましたとおりです。それだけ、余り正確なものにはならないとは思いますが、検討させていただきます。**○階委員** 是非、金曜日にもまた質疑がありますので、それまでに出していただければと思います、これは簡単に出せる数字だと思いますから。

それで、もう一つ気になるのは、この四ページの上の方の試算の前提となる数字が、余りにも内閣府のものとなっていないわけですね。

例えば、消費者物価上昇率ですけれども、丸で困っているのが財務省の試算の前提で、もう二〇二二年度から二%に達するというところで、これは二%の物価目標を掲げている日銀よりも楽観的な見通しなんです。これは変だと思えます。

それからもう一つ、金利の方ですけれども、十年物国債の金利、これは、下の方に丸で困っていますけれども、二〇二二年度は一・二とか、二〇二三年度は一・三、二〇二四年度は一・三となっていて、一方の内閣府の数字でいうと、

二〇二二年度は長期金利〇・〇、二〇二三年度も〇・〇、二〇二四年度で〇・三、全然違うわけですよ。同じ政府内なのにこれほど前提が違う試算を出している。これは何なんだろうかと思えますね。

これは、やはり政府として統一的な見解を出して、それでこういう見通しを示すべきではないかと思うんですけれども、この点について、財務大臣、御見解があればお願いします。

**○角田政府参考人** 先ほど申し上げたような機械的な試算でございまして、名目成長率の三%ですとか物価の二%というのは、ある意味目標として掲げておるものでございませうから、それを使わせていただいて、実体経済につきましては、内閣府の方でしっかりと試算をさせていただいておりますので、この役割分担ということなんだろうというふうな考えております。

**○階委員** どういう役割分担になりますか。役割って何なんです。内閣府の役割と財務省の役割は全然違うんですか。

**○角田政府参考人** マクロモデルを使ってどう分析するかということを始めるときに、餅は餅屋というか、内閣府さんの方でそういう数字をお示しになるようになったんだと思っています。

私どもの方は、かなり、昭和の何年だったかというのには正確に覚えていませんけれども、こうした将来推計を機械的にお示しして、どれだけそのギャップを埋めなきゃいけないかということを認識して、それに寄与するために数字をお示しているということでございます。

**○階委員** いずれにしても、二〇二五年度のプライマリーバランス黒字化を目標に掲げている以上は、財務省として、二〇二五年度の見通しも次の審議までに出していただきたい。

そして、このようなそごが出ていくことは、これはやはり政府の統計に対する信頼を失わせしめるわけですね。私どもは、こうしたことが余り一般の人には知られていないわけですから、観的、中立的な独立財政推計機関を設けて、そこがきちっとした中身のものを出していくという方が誤解を招かなくていいのではないかとということをお主張しておきたいと思えます。

あと、時間が、残された時間、僅かになってきました。前回に引き続き、赤木ファイイルの問題について少し取り上げたいと思います。

前回のこの委員会、内閣の法制局長官は、裁判に不当な影響を及ぼすような国政調査については拒み得るという答弁だったわけですね。

そこで、私は、十九日の本会議において、財務省として予備的調査の求めに応じることが裁判に不当な影響を及ぼすというなら、具体的にどういう影響を及ぼすのか、そして、その影響は軽微な程度でなくて不当とまで言えるのはなぜなのかというお尋ねをしました。

それに対して、財務大臣の答弁は何と言われたか。当該訴訟において主要な論点となっていることを踏まえれば、訴訟の一方の当事者である国といたしまして、裁判所の判断を仰ぐべきであって、訴訟外において存否を含めて回答すること自体が

裁判所の訴訟指揮や判断に対して矛盾を与えかねないことから、裁判に不当な影響を及ぼすものになり得るといって答弁でした。

これは、裁判の中では、この間、資料でお出ししたとおり、回答しても裁判の結論に影響ないというふうに主張しているわけですね。これは、赤木ファイイルは、国会に回答あるいは提出すれば、裁判で今行われている文書提出命令の申立ての審理が意味がなくなるということは私も理解しています。

ただ、これは、意味がなくなるということは、果たして裁判に不当な影響を及ぼすということにつながるのかどうかということをお私に問題提起したいと思えます。むしろ、不当な影響を及ぼすというよりも、その分、審理が早く進んで、赤木さんの御遺族である赤木雅子さんの早期救済にも資するわけですね。ですから、不当な影響を及ぼすどころか、国会に提出した方がむしろいい影響が及ぶと。

財務省としては、国会に提出することが不当な影響だと言っているということは、むしろ裁判を遅延させる、これが目的になっているんじゃないですか。なぜ、この裁判を早く終わらせるようにすることが不当な影響なのか、この点についてお答えいただけますか。

**○大鹿政府参考人** お答えいたします。

御指摘のファイイルにつきましては、委員御指摘の経緯をたどっております。それで、今後、裁判所の訴訟指揮を踏まえて、その存否を明らかにする必要もあるかも知れまして、原告との間でお互

いに必要な主張を行った上で、裁判所が、現在出されております文書提出命令の申立ての採否を決定されるということになるかと思っております。

このように、御指摘のファイイルにつきましては、現在、この訴訟における主要な論点となっております。したがって、私どもとしましては、訴訟外の言動等によつて訴訟に対する司法審査に影響を及ぼすことは適切でないと考えておりました、国会を含めます訴訟外において回答を差し控えたということをお申し上げている次第であります。御理解いただきたいと思えます。

**○階委員** 私が言っているのは、影響を及ぼすことは認めていますよ、文書提出命令申立てが意味がなくなるということでは影響を及ぼす。ただ、それが不当な影響なのか、いい影響じゃないか、裁判が早く終われば被害者の救済に資するわけじゃないですか。なぜ、それが不当な影響なのかと言っているわけですか。

逆に、不当な影響ということは、皆さんは裁判を遅延させようとしているんですか。不当な影響だと言っている理由をお答えください。

**○越智委員長** 財務省大鹿局長、申合せの時間が過ぎておりますので、簡潔に答弁してください。

**○大鹿政府参考人** お答えいたします。私どもは、裁判を遅延するといった目的を持っているわけではございません。

現在、当該訴訟において主要な論点となっていることを踏まえれば、この訴訟の一方の当事者である国としては、裁判所の判断を仰ぐべきであって、訴訟外において存否を含めて回答すること

自体が裁判官の訴訟指揮や判断に対して予断を与えかねない、そのことが裁判に不当な影響を及ぼすものになり得るといふふうに考えているということでございます。

○**階委員** 皆さんがそうやってへ理屈を言えば言うほど、ますます隠蔽体質が明らかになってくるということ、この続きはまた次回行いたいと思います。

終わります。